

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

1 「緑の流域治水」の主な取組状況

(1) 球磨川流域治水協議会

- ・ 6月5日に、「第11回球磨川流域治水協議会」を開催。出水期を前に、河川の堆積土砂の撤去や、関係機関と連携した実践的な訓練など「球磨川水系流域治水プロジェクト」の取組状況を、国・流域市町村と協議・確認。

出席者：知事、九州地方整備局長、九州農政局長、
九州森林管理局長、熊本地方気象台長、
球磨川流域市町村長

議 題：球磨川水系流域治水プロジェクトの取組状況



6/5 第11回球磨川流域治水協議会

(2) 川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議

- ・ 流水型ダムについては、国において令和3年から進められてきた法と同等の環境アセスメント手続きが、令和6年11月に完了。
- ・ 引き続き、有識者から助言をいただきながら、環境保全措置の具体化に向けた更なる取組みを進めるため、国・県で環境アセスメントを継承した「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」を設置。6月13日に第1回会議を開催。

(3) くまもと防災復興ウィーク

- ・ 県民の防災意識向上のため、令和2年7月豪雨の発災日である7月4日を含む、6月29日～7月5日を「くまもと防災復興ウィーク」と設定。
- ・ 7月4日には、県庁各部局が一体となり被災地の創造的復興へ向けた取組みを加速するため、令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議(第17回)を開催予定。
- ・ 期間中、県内4箇所でパネル展を開催するほか、県政テレビ・SNS・新聞広告等、様々な媒体を活用し、豪雨からの創造的復興の進捗状況や「緑の流域治水」の取組み等を集中的に発信予定。



「緑の流域治水」のパネル展（昨年度の様子）



在熊TV5局制作の早期避難を呼びかける
テレビスポット

(4) 球磨川水系県管理河川について

- ・ 芦北町の吉尾川において、休耕田を活用した河道内貯留機能を有する治水対策と新たな河川環境の創出を両立させる取組みについて、5月17日に第4回座談会を開催。
- ・ その他、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保・保全など13河川で事業推進中。
- ・ 球磨川流域の県管理河川において、昨年度の出水期に新たに堆積した土砂約13万 m^3 の掘削を5月末までに完了。



5/17 吉尾川川づくり座談会（芦北町）

2. 五木村・相良村の振興について

<五木村>

- ・ 3月25日に、令和6年度「五木村の振興を確認する場」を開催し、村、県、国の三者で「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」の令和6年度実施計画の進捗及び令和7年度実施計画について確認。
- ・ 「確認する場」で確認した振興計画の内容を村民に説明し、意見交換を行うため、5月20日から6月2日まで、村内5地区で行政座談会を開催された。
- ・ 4月19日に村物産館のリニューアルオープン、5月13日に二酸化炭素の削減に資する森林由来J-クレジットの売買等に関する東京都文京区との協定締結と、実施計画に沿った取組みが進んでいる。



3/25 五木村の振興を確認する場



5/27 行政座談会（頭地地区）



4/19 村物産館
リニューアルオープン



5/13 東京都文京区
との協定締結式

<相良村>

- ・ 5月13日に、知事が村を訪問し、村・村議会に対して、県の令和7年度における相良村振興策の取組みについて説明。
- ・ 村から提案を受けた地域振興策など190項目の施策の実施に向け、村民の皆様に進捗をより実感していただけるよう、スピード感を持って取り組む。

【令和7年度の主な取組み】



川辺川護岸工事（平川地区）



国道445号
道路改良工事



川辺川魅力創造事業



5/13 相良村振興策に関する説明

引き続き、国・県・村が一体となり、村民の皆様の御意見を十分お聴きしながら、目に見える形で着実に両村の振興を推進していく。

「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果 及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和 6 年度）

令和 7 年（2025 年）6 月 20 日
環境保全課・港湾課・都市計画課

1 水俣湾の水質等の水銀調査結果・・・・・・・・・・[環境保全課]

（1）調査の趣旨

平成 13 年（2001 年）3 月 14 日付けで策定した「水俣湾環境対策基本方針（水俣湾魚介類の安全確認後の対応について）」に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するため、平成 13 年度（2001 年度）から毎年、水質、底質、埋立地周辺地下水及び魚介類の水銀含有量等について調査を実施している。

（2）調査項目、調査時期等

調査項目	調査対象	調査時期等
水 質	湾内 2地点	R6. 6、8、10、R7. 2（年4回）
底 質	湾内 3地点	R6. 10（年1回）
地下水	埋立地周辺 2地点	R6. 8、R7. 2（年2回）
魚介類	湾内 2魚種	R6. 7（年1回）

（3）調査結果

ア 水質及び地下水ともに、全ての調査において総水銀は検出されなかった。

イ 底質については、総水銀は 3 地点全て「水銀を含む底質の暫定除去基準」を超えなかった。

ウ 魚介類については、「魚介類の水銀の暫定的規制値」を超えなかった。

調査項目	令和 6 年度結果	基 準 値
水 質	総水銀:0.0005mg/L 未満	環境基準 0.0005mg/L 以下
底 質	総水銀:1.5～3.1ppm	水銀を含む底質の暫定除去基準 25ppm 以下
地下水	総水銀:0.0005mg/L 未満	環境基準 0.0005mg/L 以下
魚介類	(カサゴ) 総水銀:0.38ppm メチル水銀:0.26ppm (ササノハベラ) 総水銀:0.19ppm メチル水銀:0.12ppm	魚介類の水銀の暫定的規制値 総水銀:0.4ppm 以下 メチル水銀:0.3ppm 以下 (注) 暫定的規制値とは 魚種ごとに総水銀含有量の平均値が 0.4ppm を 超え、かつ、メチル水銀含有量の平均値が 0.3ppm を超えるものをいう。

（4）今後の対応

令和 7 年度（2025 年度）も、同様の調査を予定している。

2 水俣湾埋立地の点検・調査結果・・・・・・・・・・[港湾課・都市計画課]

(1) 点検・調査の趣旨

水俣湾埋立地の点検・調査は、「水俣湾環境対策基本方針」に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修を把握することを目的として、平成13年度から毎年実施している。点検・調査の内容は、「水俣港埋立地管理補修マニュアル（令和5年9月改訂）」による。

(2) 点検・調査項目、調査時期等

点検・調査項目	調査対象	調査時期
水質検査	埋立地護岸前面海域（6地点） 埋立地内地下水（2地点）	R7.1～R7.3 （年1回）
地盤調査	埋立地全域の地盤高測定（約58ha、485点）	
構造物変状調査	護岸・岸壁・物揚場・水路の変位・劣化 損傷及び鋼材の腐食状況調査等（約5km）	

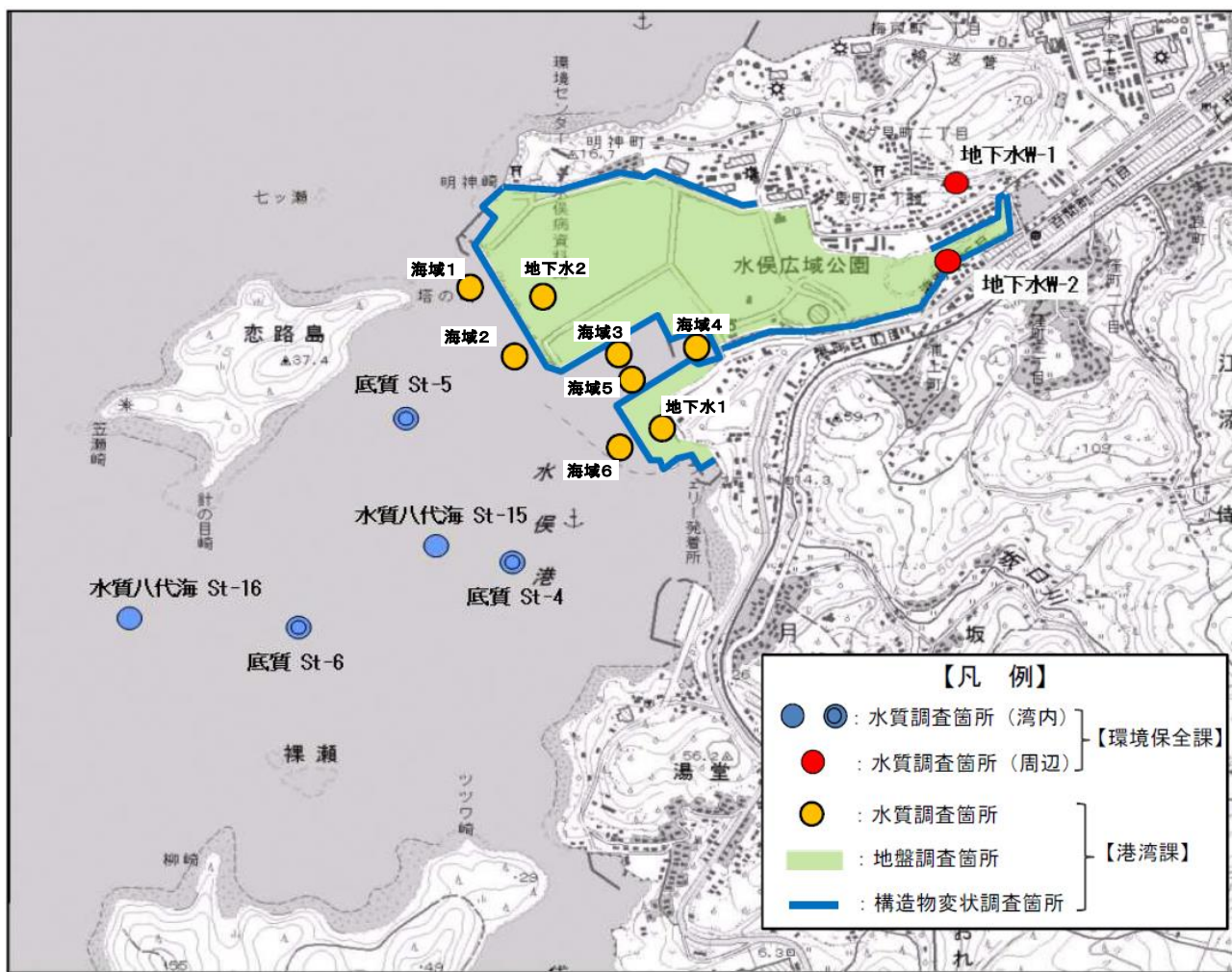
(3) 点検・調査結果

- ア 埋立護岸前面海域（6地点）及び埋立地内地下水（2地点）を採水し調査した結果、総水銀は検出されなかった。
- イ 埋立地全域での地盤高測定の結果、異常な沈下及び陥没は見られなかった。
- ウ 埋立地外周施設（護岸・岸壁・物揚場）及び水路における変位・劣化・損傷及び鋼材の腐食状況調査の結果、構造に影響を及ぼすような変状等は見られなかった。

点検・調査項目	令和6年度結果	基準値
水質検査	総水銀:0.0005mg/L 未満	環境基準 0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀:不検出	環境基準 検出されないこと
地盤調査	エプロン部: 前年度からの差:最大11mm 埋立部: 前年度からの差:最大8mm 排水路: 前年度からの差:最大4mm	前年度から200～300mm以上の沈下がないこと
構造物 変状調査	施設の安全性、機能上の問題なし。 また、緊急に補修が必要となる箇所なし。	目視点検し、安全性、機能上の問題がないこと
	防食管理電位:最大約-837mV	防食管理電位が-800mV 以下であること

(4) 今後の対応

令和7年度（2025年度）は、6年度と同様の一般定期（年1回）点検に加え、詳細定期点検（5年に1回）を予定している。



図：水俣湾の調査箇所